

66—06 T

商標登録異議の申立てについての決定

1. 根拠規定

商 § 43の3②、④（決定）

2 審判官は、登録異議の申立てに係る商標登録が前条各号(注)の一に該当すると認めるときは、その商標登録を取り消すべき旨の決定（以下「取消決定」という。）をしなければならない。

4 審判官は、登録異議の申立てに係る商標登録が前条各号(注)の一に該当すると認めないときは、その商標登録を維持すべき旨の決定をしなければならない。

(注)登録異議の申立ての理由

商 § 43の13（決定の方式）

登録異議の申立てについての決定は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行わなければならない。

一 登録異議申立事件の番号

二 商標権者、登録異議申立人及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

三 決定に係る商標登録の表示

四 決定の結論及び理由

五 決定の年月日

2 特許庁長官は、決定があったときは、決定の謄本を商標権者、登録異議申立人、参加人及び登録異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。

2. 登録異議の申立てについての決定の種類

登録異議の申立てについての決定には、

- (1) 不適法な異議申立（書）に対する「登録異議の申立てについての決定」による却下（商 § 43の15→商 § 56①→特 § 133③、特 § 135）（→66—03の2. 登録異議申立（書）及び登録異議事件に係る手続の不備について）、及び
- (2) 本案審理を経た「登録異議の申立てについての決定」（商 § 43の3②、④）がある。

（参考）

登録異議申立書を却下する「登録異議の申立てについての決定」は、商 § 43の15及び商 § 56①において準用する特 § 133に基づくものであり、また、登録異議申立書以外の登録異議手続を却下する決定は、商 § 43の15及び商 § 56①において準用する特 § 133の2に基づくものである（→66—03の2. 登録異議申立（書）及び登録異議事件に係る手続の不備について）。

3. 登録異議の申立てについての決定の手続

(1) 複数の登録異議の申立てがされている場合

ア 複数の登録異議の申立てがなされている場合には、原則、審理が併合されていることから、登録を取り消すか、登録を維持するかのいずれかの判断の内容を、一つの決定書に記載する。

また、登録異議の申立てが、複数の商品及び役務の区分にわたる指定商品又は指定役務に対し申し立てられている場合も、これらの各区分の指定商品又は指定役務について、登録を取り消すか、登録を維持するかのいずれかの判断の内容を、一つの決定書に記載する。

イ 登録異議の申立てがされている指定商品又は指定役務中の一部の指定商品又は指定役務についてのみ取消理由があると認められる場合は、その指定商品又は指定役務について登録取消の決定をし、その他の指定商品又は指定役務については登録維持の決定を一つの決定書に記載する。

(2) 複数の登録異議の申立て中に不適法な申立てがある場合

複数の登録異議の申立て中に不適法な申立てがある場合は、適法な登録異議の申立てについての決定とは別に、不適法であると判断された時点で当該

登録異議の申立てを却下する。

なお、この場合、不適法な登録異議の申立ては審理の併合の対象とならない。

(3) 登録異議の申立てについての決定の謄本の送達

決定があったときは、決定の謄本を商標権者、登録異議申立人、参加人及び登録異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者に送達する。

なお、審理終結の通知は行わない。

4. 登録異議の申立てについての決定書に記載すべき事項

登録異議の申立てについての決定には、登録異議申立事件の番号、商標権者、登録異議申立人及び参加人並びに代理人の氏名等、商標登録の表示、結論及び理由、決定の年月日を記載する。

5. 登録異議の申立てについての決定の確定

登録異議の申立てについての決定は、登録取消の決定がされた場合は、不服申立ての期間が徒過した時点をもって確定し、登録維持の決定がされた場合は、決定の謄本の送達があったときをもって確定する。

6. 登録異議の申立てについての決定の効果

登録取消の決定が確定したときは、商標権は初めから存在しなかったものとみなされる（商§43の3③）。

なお、登録されている指定商品又は指定役務中の一部の指定商品又は指定役務について取消の決定が確定した場合は、該当する指定商品又は指定役務に係る商標権のみが初めから存在しなかったものとみなされることとなる。

7. 決定に対する不服の申立て

(1) 根拠規定

商§43の3⑤（決定）

5 前項の決定(注)に対しては、不服を申し立てることができない。

(注)登録維持の決定

商 § 43の15② (審判の規定の準用)

2 第四十三条第三第五項の規定は、前項において準用する第百三十五条の規定(注)による決定に準用する。

(注)不適法な登録異議の申立てについての決定

商 § 63 (審決等に対する訴え)

取消決定又は審決に対する訴え……及び登録異議申立書又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

商 § 63②→特 § 178②～⑥ (審決等に対する訴え)

2 前項の訴えは、当事者、参加人又は当該特許異議の申立てについての審理、審判若しくは再審に参加を申請してその申請を拒否された者に限り、提起することができる。

3 第一項の訴えは、審決又は決定の謄本の送達があった日から三十日を経過した後は、提起することができない。

4 前項の期間は不変期間とする。

5 審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権で、前項の不変期間については附加期間を定めることができる。

6 審判を請求できる事項に関する訴えは、審決に対するものでなければ、提起することができない。

(2) 訴えを提起することができる決定

ア 登録取消の決定

商標権者は、登録取消の決定について東京高等裁判所に訴えを提起することができる。

イ 登録異議申立書の却下の決定

登録異議申立人は、登録異議申立書の却下の決定(商 § 43の15①→商 § 5

6①→特 § 133③) について東京高等裁判所に訴えを提起することができる。

上記ア、イの決定に対しては、行政不服審査法による不服を申し立てることはできない(商 § 77条→特 § 195の4)。

ウ 登録異議申立書以外の登録異議申立事件に係る手続の却下の決定

登録異議申立書以外の登録異議手続についての却下の決定(商 § 43の15①→商 § 56①→特 § 133の2①)を受けた者は、行政不服審査法により不服を申し立てることができる(商 § 63の2→特 § 184の2)。

(3) 訴えを提起することができない決定

ア 登録維持の決定(商 § 43の3④)

イ 登録異議の申立ての却下の決定(商 § 43の15①→商 § 56①→特 § 135)

上記ア、イの決定に対し、行政不服審査法により不服を申し立てることはできない(商 § 43の3⑤、商 § 43の15②、商 § 77⑦→特 § 195の4)。

(4) 出訴期間

上記(2)ア及びイの訴えは、決定の謄本の送達があった日から30日以内(在外者の付加期間は90日)にすることができる(商 § 63②→特 § 178③)。

(5) 被告

決定に対する訴えの被告は、特許庁長官である(商 § 63②→特 § 179)。

8. 確定登録

登録異議の申立てについての決定が確定したときは、登録する(商登令 § 1一)。

9. 商標公報への掲載

登録異議の申立てについての確定した決定を商標公報に掲載する(商 § 75②六)。

確定した登録異議の申立てについての決定は、審決公報に掲載される。

(改訂H27.2)